

熊本都市計画地区計画の決定(西合志町決定)

都市計画あさひが丘須屋地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	あさひが丘須屋地区地区計画
	位 置	西合志町大字須屋字袖山1635-4 他6筆
	面 積	約4,850㎡
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、町の南部に位置し、九州自動車道を境に市街化区域に隣接しております。周辺には、小中学校の教育施設があり、また新開団地とも隣接していることから、地域における居住ニーズの高まりや、地域の活性化の必要性に適切に対応した、良好な住宅市街地の形成を目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地区内には、公園を適宜配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として、町道との接続道路については、幅員6mとし、区域内の街区道路についても、幅員6mとする。整備区域の東側に街区公園を設置する。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道 路	道路延長 約100m 街区道路 幅員6m 接続道路 幅員6m
		公園・緑地	公 園	約250m ² の公園を、地区内の東側に設ける。
区	建 築 区 分	地区の名称	一 般 住 宅 (建 売 住 宅)	
		地区の面積	約3,050m ² 計画面積中住宅地の面積	
整	物 等	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 (当該住宅と併用される適切な規模の事務所、店舗等を含む)	
		建築物等の敷地面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10	
備	に	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10	
		建築物の敷地面積の最低限度	230m ²	
計	す	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
		建築物の高さの最高限度	10m以下	
画	事 項	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から、境界までの距離を1m以上とする	
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	←7D.の2段表
備 考			区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり	